

『續通志』「七音略」の「門法解」について

富平美波

1. はじめに

清代、乾隆帝の命によって編纂された『續通志』は、その名の通り宋の鄭樵の『通志』の続編として制作されたものであるが、『通志』に「七音略」という音韻文献が収録されていたのと同じように、『續通志』にも「七音略」が設けられた。『續通志』「七音略」が『通志』「七音略」に対して独自性を有する点として、収録の韻図が四十三転形式の図ではなく、『經史正音切韻指南』の系統を引く十六撰・二十四転形式のものであること^(注1)、韻図の次に2巻を割いて「門法圖」と「門法解」を載せている点が挙げられる。

本稿は、上記の「門法解」（『續通志』卷九十五「七音略」三）について、その特徴点を観察しようとする作業の一環であるが、特に、『續通志』の编者独自の見解が披瀝されている「臣等謹案」の記述について、その内容の特徴的な点をまとめてみることにしたい。

2. 「門法解」の叙述形式

2-1 門法は二十門

『續通志』「七音略」の門法は、「門法圖」（『續通志』卷九十四「七音略」二）と「門法解」がともに次の二十門を立てている。

- (1) 音和門 (2) 類隔門 (3) 窠切門 (4) 交互門 (5) 振救門 (6) 正音憑切門 (7) 互用門 (8) 寄韻憑切門 (9) 喻下憑切門 (10) 日寄憑切門 (11) 通廣門 (12) 侷狹門 (13) 内外門 (14) 各韻不定門 (15) 前三後一門 (16) 寄正音和門 (17) 就形門 (18) 創立音和門 (19) 開合門 (20) 小通廣侷狹門

但し、門法の下位区分がなされたり、付属する門が立てられている部分があり、それらは「門法圖」の内容と対応している^(注2)。

2-2 各門の叙述形式

2-1に掲げた門法各門の解説は、(1) 定義、(2) 反切例、(3) 「臣等謹案」の三つの部分から成る。(1) は仮に「定義」と呼んだが、各門法の内容を端的に示す条文のごときもので、その文言は明らかに『直指玉鑰匙門法』の流れを汲んでいる。但し部分的に改変が見られ、全同ではない。(2) は各門に該当する反切の例示である。(3) は編者による解説で、多くが長文であり、門法に対する『續通志』「七音略」独自の見識が表明されていると考えられる。また、「臣等謹案」に始まる叙述は、「門法解」の冒頭にも見え、そこには門法全般を対象とした見解が表明されていると考えられる。

3. 「門法解」に見られる門法条文の特徴

上記の2-2で述べたように、各門の冒頭に掲げられた定義(条文)は、明らかに『直指玉鑰匙門法』の流れを汲んでいる。改変が見られる場合も、門法そのものの意味合いは変わっておらず、表現の部分的改変に止まっている。改変がある部分を観察すると、「門法解」が前の巻に掲載された「門法圖」を対象とした解説であることが、改変の理由の1つになっているという事情が見えてくる。

『續通志』が直接参照した文献が何であるかは筆者にはいまだ不明である。しかし少なくとも、『續通志』に先立つ格子門法の文献として重要な明の袁子讓編『五先堂字學元元』卷之四「格子門法」の解説部分に、『續通志』と一致する特徴が現れていることは確かである。この『五先堂字學元元』卷之四も、門法の各条について韻図形式の図解を載せ、それらの図ごとに文章による解説を施す形式で門法を説いており、『續通志』「七音略」の「門法圖」・「門法解」と似た体裁を有する文献である。

『五先堂字學元元』卷之四は、門法の各門について、図と解説を上下の欄に対照する形式で説明しているが、『續通志』「七音略」は、図は全て「門法圖」に、解説は全て「門法解」に、それぞれまとめて掲載しており、その点が前者と違う。しかし図の体裁は明らかに同種で、いわゆる「格子門法」の形式に拠ると見られ、韻図の反切上字を出す区画に「出切」、反切下字を出す区画に「行韻」、反切帰字が出る区画に「取字」の文字を表示する体裁である。そのような図が門法の各門それぞれについて作られているわけだが、一つの門の門法が、性質の上で共通性を有する複数のタイプの反切を取り扱っていて、それらのタイプを一枚の図の上に表示することが不可能な場合は、自ずと二枚以上の図を設けなければならない。事実、『續通志』の「門法圖」は、幾つかの門について、二ないし三枚の図を掲載している。該当する諸門は次の通りである^(注3)。

- (1) 音和門 「一 音和門」・「一 一四音和門」・「一 四一音和門」(計3図)
- (2) 類隔門 「二 端等類隔門」・「二 知等類隔門」(計2図)
- (4) 交互門 「四 重輕交互門」・「四 輕重交互門」(計2図)
- (7) 互用門 「七 精照互用門」・「七 照精互用門」(計2図)
- (9) 喩下憑切門 「九 喩下憑切覆門」・「九 喩下憑切仰門」(計2図)
- (13) 内外門 「十三 内三門」・「十三 外二門」(計2図)
- (15) 前三後一門 「十五 前三門」・「十五 後一門」(計2図)

その結果、「門法圖」が説く門法は二十門であるが、掲載図数は二十八図となっている。そして「門法解」も、これらの図に対応するように、門法の条文をそれぞれ別に立てる形式で書いている。『直指玉鑰匙門法』が全体を一連の形式で表現している場合は、機械的に分割することが可能であれば分けて書き、それができない場合は表現形式を変えて、複数の条文を立てている。例えば、(15) 前三後一門は、『直指玉鑰匙門法』では、次のような表現で書かれていて、反切例は最後に掲げられているが、

前三後一者、謂非敷奉微第三等爲切、韻逢諸母第一、並切第三輕唇音字、是前三門、幫滂並明第一等爲切、韻逢諸母第三、却切第一等重唇音字、是後一門。唯許通流二攝所矧。(以下略)

『續通志』の「門法解」では、これを次の二箇条に分け、それぞれの直後に反切例を掲げている。そのため、『直指玉鑰匙門法』では最後にまとめて説明されているところの、この門法は「通流撰」のみに該当するという但し書きが、「門法解」では両方の箇条に挿入される結果となった。

前三者、謂非敷奉微第三等爲切、韻逢通流攝内諸母第一、並切第三輕唇字。

後一者、謂幫滂並明第一等爲切、韻逢通流攝内諸母第三、並切第一重唇字。

また、図中における位置が明確になるようにとの配慮からか、『直指玉鑰匙門法』の表現には見えない字母の数や等位を明示する文言が付加されている部分が見られる。例えば(13) 内外門は、『直指玉鑰匙門法』では次のように表現されている。

内外者謂見溪郡疑端透定泥知徹澄孃幫滂並明非敷奉微曉匣影喻來日此二十六母爲切、韻逢照穿狀審禪第一等、即四等中第二也^(註4)、内轉切三、外轉切二。(以下略)

『續通志』では該当する図が「内三」と「外二」の二枚から成るため、「門法解」でも二箇条に分割されている。それぞれの条文は下記の通りで、反切上字の出所が一等・二等・三等・四等の全てにわたることが明記されている。

内三者、謂見溪郡疑端透定泥知徹澄孃幫滂並明非敷奉微曉匣影喻來日此二十六母一二三四爲切、韻逢内八轉照穿狀審禪第一者、並切第三。

外二者、爲見溪郡疑端透定泥知徹澄孃幫滂並明非敷奉微曉匣影喻來日此二十六母一二三因爲切、韻逢外八轉照穿狀審禪第一者、並切第二。

両者を対照して、「外二」の条文に見える「一二三因」が「一二三四」の誤りであることも推定可能となる。同様の等位の明記は(11)通廣門にも見られるが、(11)通廣門・(13)内外門ともに『五先堂字學元元』卷之四が同様に等位を明示する表現を行っている。字母の総数を明記する表現は(3)窠切門や(14)各韻不定門に見られる。例えば(3)窠切門の定義は『直指玉鑰匙門法』は次のようであるが、

窠切者、謂知徹澄孃第二爲切(知等第二即四等中第三也。)、韻逢精清從心邪曉匣影喻第四、並切知二。(かっこ内は原文では割注。)

「門法解」では下記のように、該当字母が合計九個であることが明記されている。この点は『五先堂字學元元』卷之四でも同様である。

窠切者、謂知徹澄孃第二爲切乃四等中第三也、韻逢精曉喻九母下第四、並切第三、不離知三之本窠也。

更に、門法の図に即した表現に変えられた箇条もある。(1)音和門の定義は『直指玉鑰匙門法』では次のようで、総括的で具体性に欠ける嫌いがあったが、

音和者、謂見溪郡疑此四母下字爲切、隨四等韻去、皆是音和。

「門法解」では次のようになっていて、「出切」、「行韻」、「取字」等の新しい用語を使い、具体的で分かりやすい表現に変えられている。

音和者、謂見溪郡疑此四母下、不拘何等字出切、但視行韻在第幾字、卽隨行韻之以取字也。

上記の諸所からうかがえるように、『續通志』「七音略」の「門法解」は、各門の定義の表現に関しては、『五先堂字學元元』卷之四にも見られる格子門法の流れを汲んで、「門法圖」の図に対応させた解説という性格を備えているが、各門の意味そのものについては、『直指玉鑰匙門法』の流れを継承していて、特段の変化を見せていないように思われる。いわば、『續通志』「七音略」は、伝統の二十門法を「門法圖」で図解し、「門法解」では、図に合わせた形式で、文章による解説を施している、と言える。そしてそれは少なくとも『五先堂字學元元』卷之四「格子門法」に見えるような伝統を継承したものと言うことができる。

但し、各門条文に添えられた反切例は、『直指玉鑰匙門法』のそれを大幅に改訂している。『五先堂字學元元』も同じように改訂しているが、「門法解」の反切はこちらと一致しているわけでもない。従来、「門法解」の反切例は先例に拠らず、勝手な創作が多いとされており、つとに董同龢「等韻門法通釋」によって“續七音略則全然無根據”・“所舉例字全無據”と指摘され、内容についても“舉例全非”と酷評されている事実がある^(注5)。従ってこれらの反切例は、『續通志』独自の見解を反映するものとして研究の必要があるが、この点については機会を改めて行いたい。本稿では、以下に、「門法解」の「臣等謹案」の部分に現れる叙述を読み解き、そこからうかがわれる編者の門法観を探ってゆくこととしたい。

4. 「臣等謹案」部分に示された見解について

4-1 先行する門法文献への言及

『續通志』「七音略」の門法が、何らかの先行文献にほぼ全面的に依拠しているのかわどうか、少なくとも論述の上からは、証拠立てることができない。「門法解」の「臣等謹案」部分で言及されている門法文献には次のようなものがある。『五先堂字學元元』の名は出てこない。

『切韻指掌図』 (10) 日寄憑切門・(17) 就形門の解説中で言及あり

『切韻指南』 (4) 交互門の解説中で言及あり

真空『玉鑰匙』 (16) 寄正音和門の解説中で言及あり

李世沢の韻図 (『韻法横圖』) と標射法 (7) 互用門の解説中で言及あり

上記のうち、『切韻指掌図』、真空の『玉鑰匙』、李世沢の『韻法横圖』と標射法に関しては、各門の由来や、説明の仕方、韻図の体裁に対する批評が主である。『切韻指掌図』に対しては、特定の門法の由来を溯る際に言及される。真空『玉鑰匙』は、門法の説明において抽象的な表現を弄んでいる点を批判されている。『韻法横圖』に関しては、同図が三十六字母を二段に配置せず、一列に並べている点を取り上げている。これらに対して、『切韻指南』に関する記述では、各門の反切例に対する批評が述べられているのが特徴である。この状況からすると、『續通志』「七音略」は、掲載の韻図がそうであるように、門法についても『切韻指南』系の韻図に対応する何らかの文献を下敷きにして、改訂・解説を加えて編述している可能性もある。

4-2 門法が立てられた原因について

「臣等謹案」の各所に、門法の誕生の原因は、音韻変化に対応できない旧来の反切を墨守した故である、と解説することが可能な叙述が見える。該当例を挙げると、次のようである^(注6)。

其所以然者、則因古人已立之反切、而始立法以切之故、參互不齊也。

その原因は、古人の既成の反切に即して法を立て、それに基づいて反切を作っているため、入り組んで統一がとれない状況になっているのです。：(7) 互用門

凡切韻門法類皆因古人切脚不合今韻而立、特學者少悟耳。

およそ切韻の門法の類は、みな古人の作った切脚が今の韻に合わないことから立てられている。ただ、学ぶ者の理解が行き届いていないだけだ。：(12) 偏狭門

内三外二門、亦因古人切脚不合今韻而立。

内三・外二の門もまた、古人の切脚が今の韻に合わないことから立てられている。：(13) 内外門

前三後一門、惟通流二攝内有此切法、是亦因古人切脚不合而立者也。

前三後一門は、通撰・流撰の二つの撰の中にもこの反切法があるが、これも

また古人の切脚が合わないことから立てられたものである。：(15) 前三後一門

これらの箇所で行われている「古人の反切」・「古人の切脚」の指す範囲も問題であるが、門法の発生する原因を考える限り、重唇音と軽唇音が区別されていなかったり、舌頭音と舌上音を区別しない反切が混じっていたり、「爹」や「七」、「驃」などの孤立した音節を含む、例えば『廣韻』の反切に反映されているような例が含まれることは間違いない。また、上掲の引用文のうち、(12) 偏狭門と(13) 内外門の2箇所では、それらの反切が「今韻」に合わないという言い方がされているが、この「今韻」とは何であろうか。後でも述べるが、(12) 偏狭門とは、重紐韻以外の三等韻における唇・牙・喉音の小韻は韻図では三等であるが、これらを表す反切に、韻図では必ず四等に置かれる歯頭音や喻母四等の反切下字が使われると、帰字と下字の等位が食い違うことを指摘する門法である。また、(13) 内外門は、正歯音二等（莊組）の声母を持つ小韻が韻図上で二等の位置に置かれることから派生する問題を扱ったものである。それらが反切下字として使用される場合、下字は常に二等であることになるが、小韻が三等韻所属であれば、下字と帰字の等位が食い違うことになる。このような(12) 偏狭門や(13) 内外門の内容に照らすと、「門法解」の言う「今韻」とは、等位の分け方が韻書の反切の類別と必ずしも一致しない、『通志』『七音略』や『韻鏡』、更に『經史正音切韻指南』のような韻図の体系を意図しているように思われなくもない。ただそのような種類の文献を「今韻」と呼ぶ例があるだろうか。更に検討が必要である。

また、既成の門法では扱えない例を説明するために、門法の上に門法を重ねる形で設けられた門法があるということも指摘されている。「不定」門がそれである。

至不定之切原因窠切門三等無字而立、乃所以濟窠切之窮、不爲相犯也。

「不定之切」門は、もともと窠切門の三等に字がない場合のために立てられ、窠切門の行き詰まりを救うのが目的に作られたので、窠切門と抵触するわけではない。：(14) 各韻不定門

4-3 門法どうしの抵触について

反切の文字と門法の間に見られる入り組んだ関係を、すっきりとほぐしてわかりやすくすることが、「門法解」の執筆目的であったことが、「門法解」冒頭の「臣等謹案」^(註7)の叙述からわかる。以下にその全文を繙いてみたい。

臣等謹按、門法既繁、有一字而分數切者、有一切而分數字者。一字而分數切、

此由立切時所用門法不同、或同一門法而所用出切行韻之字不同所致。然取徑雖殊、而會歸則一、固不害其爲大同也。若一切而分數字、則多歧亡羊、勢難兩顧。學者於音韻正變、本未易窺尋、而復以二三之說參互其間、能無治絲而棼乎。此其不可之甚者也。

臣等が謹んで考えますに、門法が既に繁雑である上、一字が幾つかの反切に分かれているものや一つの反切が幾つかの字に分かれているものがあります。一字が幾つかの反切に分かれているのは、これは反切を立てた時に用いた門法が同じでなかったり、或いは同一の門法でありながら用いた反切上字・反切下字が違うことによってもたらされた状況ですから、取る道筋は異なっても帰するところは同じであり、従って、最終的な統一を妨げるものではありません。しかし一つの反切が幾つかの字に分かれていると、事が複雑になりすぎて解決の道筋がたたず、あちらを立てればこちらが立たずという状況になります。学ぶ者にとっては、音韻の正と変とがもともと探索しにくい上に、複数の説がその間に交錯しているため、糸をきちんと巻こうとしてかえって乱れさせてしまうような結果になるのは当然です。これこそ、あってはならないことの甚だしいものです。

如上の見地から、「門法解」は門法各門の解説のために次のような方法を選んだ。すなわち、

今於每門之下、先釋其義、次類舉數字、以爲格式。

今、各門の下には最初にその意味を解釈し、次に例として幾つかの例字を掲げて規格を示しました。

ここまでは伝統に則った解説法を採用することの表明にすぎないが、続く最後の部分で、反切例に対する注記と門法に附する「案語」においては具体的な反切に基づいて門法間の関係を明らかにすることを解説の主眼とし、意味の具体性を欠く旧伝の歌訣の類は削除する方針を採ったと述べている。すなわち、

其有兼用別門法者、亦附注各字之下、而出切行韻有數法相犯者、亦彙加案語、附列於後、庶幾了然分明。至舊傳門法歌訣、詞多鄙俚、兼之、文不達意。今一切刪之、不復引用。其有資辨證者、則間一引之、兼刊其謬誤焉。

その中に別の門法を兼用している者があった場合は、各字の下に注を附し、反切上字や反切下字に関して複数の門法が抵触している場合は、それぞれ解説を加

えて後方に列記しました。はっきりとわかりやすいようにと願ったのであります。古くから伝わっている門法の歌訣は、ことばが鄙俗である上に、文章が意味を十分に伝えていません。ここでは一切削除して、引用を取りやめます。その中に分析や考証に資するものがあれば、個別に引用し、合わせてその誤謬を削りました。

上掲の叙述から見えてくるのは、「門法解」の解説の主眼の一つが、各門法の該当反切に時に見られる複数の門法の兼用と、反切上字・下字について複数の門法が「相犯」（試みに「抵触する」と訳した）する現象を、つぶさに説明する点にあったということである。

反切が複数の門法を兼用している例というのは、例えば、(1) 音和門の附類の「四一音和門」に見える下記のような反切例がそれに該当すると思われる。後の方の反切例には「又爲開合門」という注記が附されている。

當 丁當切
當 丁光切又爲開合門

前の反切は反切帰字と反切下字の開合が合っているが、後の反切は帰字の「當」が開であるのに対し下字の「光」が合であるから、「四一音和」と共に、(19) 開合門の門法が合わせて適用される反切であるという意味であろう。しかしそもそも開合門の門法は、開合が合致する下字が見つからない場合に、次善の策として開合の異なる下字を使用するというものである。第一の「丁當切」も帰字と下字が同一の特殊な反切で問題を含んでおり、どちらの例も、『直指玉鑰匙門法』から引き継いだ伝統の反切例ではない。『五先堂字學元元』卷之四「舌音音和門」の条にも「當」字について帰字と下字が同一の反切例が現れているが

東當切當 雙聲舌頭

開合門を兼用する例は見えない。なお、「門法解」の反切例で同様の注記を有する場合は、全てが開合門との兼用で、他の門法を兼用する注記は一切見られない。いずれにせよ、「門法解」の反切例については、創作の疑いが強いと言われてきたものでもあり、詳しい分析が必要でもあるから、別に機会を得て扱うこととしたい。

すると、残る視点は「出切行韻有數法相犯者」である。各門法の定義によって指定

される反切上字や下字のグループが、性質上、複数の門法に該当する可能性があって、反切の理解にあたってはその弁別が肝心だから、その点を重視して解説を加えたというのが「門法解」の主旨ではないかと考えられる。多くの門の「臣等謹案」部分に、その具体例が見られるが、ここではそのうちの2つを検討し、「門法解」の「相犯」記述の特徴を見てみたい。

まず、抵触する門法が最も多い例が、六種類の門法に言及している(12) 偏狭門である。(12) 偏狭門は(11) 通廣門と対を成しているので、まず、(12) 偏狭門の「臣等謹案」の記述から、「通廣」撰と「偏狭」撰の区別を確認しておく。

臣等又案、止臻^(注8)二攝爲通門、山蟹梗効四攝爲廣門、其所以爲通廣門者、以此六攝遇唇牙喉下爲切、韻逢來日知照第三、並切第四、以第三而推之第四、故曰通廣。通宕遇曾四攝爲偏門、流咸深假四攝爲狹門、其所爲偏狹門者、此八攝遇唇牙喉下爲切、韻逢精雙喻四六處、並切第三、以第四而歸之第三、故云偏狹。

臣等がまた考えますに、止と臻の二撰が「通門」で、山・蟹・梗・効の四撰が「廣門」です。それらが「通廣門」と呼ばれる理由は、この六撰において反切上字が唇・牙・喉音から出ていて、下字が来母・日母・舌上音三等・正齒音三等であると、帰字は四等となり、三等から推して四等に至るので、「通廣」と言うのです。通・宕・遇・曾の四撰は「偏門」で、流・咸・深・仮の四撰は「狹門」です。それらが「偏狭門」と呼ばれる理由はこの八撰において上字が唇・牙・喉音、下字が齒頭音四等と喻母四等の六箇所にあると、みな三等の反切となるからです。四等から出て三等に帰るので、「偏狭」と言うのです。

つまり、「通廣」撰とは重紐韻を含む撰で、「偏狭」撰は重紐韻を含まない撰である。但し、韻図の三・四等に音節を持たない江撰と果撰は「偏狭」撰からは除外される^(注9)。重紐韻の唇・牙・喉音は、三等と四等の両方に小韻があるから、四等の小韻の音を表す反切の下字に、韻図の三等に置かれる字、つまり来母・日母・舌上音三等・正齒音三等の諸字が使われていると、下字は三等、帰字は四等だから、双方の等位が食い違う。これを取り扱うのが「通廣門」の門法である。一方、「偏狭」撰に属する三等韻では、唇・牙・喉音小韻は三等にしかないから、反切下字に齒頭音の四等字や喻母四等字が使われると、下字は四等、帰字は三等で、やはり等位が食い違う。これを取り扱うのが「偏狭門」の門法である。どちらも、唇・牙・喉音小韻の反切用字に関するものである。

「門法解」によれば、「通廣門」は(1) 音和門及び(4) 交互門の「重輕交互門」と

抵触し、「侷狹門」は(1)音和門の「音和門」と「一四音和門」、(2)類隔門の「知等類隔門」、(3)窠切門、(14)各韻不定門の「麻韻不定門」、(4)交互門の「輕重交互門」と抵触するという。すなわち、

臣等謹案、通廣門牙音出切、與音和門相犯。舌音出切、與重輕交互門相犯。

臣等が謹んで考えますに、「通廣門」は牙音から反切上字が出る場合に「音和門」と抵触し、舌音から上字が出る場合には「重輕交互門」と抵触します。：(11) 通廣門

臣等謹案、侷狹門犯音和門・一四音和門・知等類隔及窠切門・輕重交互門・麻韻不定門共六門。而音和門及一四音和門爲一類、知等類隔・窠切・麻韻不定三門爲一類、輕重交互門爲一類、是祇犯三門耳。若以此相犯之六門、凡行韻之在侷狹攝者、皆減去精雙喻四之六處、則侷狹門切法、自不致紊亂矣。

臣等が謹んで考えますに、「侷狹門」は「音和門」、「一四音和門」、「知等類隔」、及び「窠切門」、「輕重交互門」、「麻韻不定門」の計六門と抵触します。そして「音和門」と「一四音和門」は一つの類であり、「知等類隔」、「窠切」、「麻韻不定」の三門も一類、「輕重交互門」がそれだけで一類ですから、結局ただ三つの門を犯すのみなのです。もしもこれら抵触する六つの門を基準に、およそ下字が侷狹攝にあるものから、齒頭音四等と喻母四等の六箇所を除去するならば、侷狹門の反切法も乱れることはなくなるでしょう。：(12) 侷狹門

上掲の「門法解」の叙述は抵触する門法の列記と分類のみに徹していて機械的な印象を免れないが、ここで列記された抵触関係は抵触する相手の門法の解説でも言及されている場合が多く、そちらではかなり具体的な説明がなされていることもあるから、参考になる。それらも参照しつつ、上掲の抵触関係の具体的状況を確認してみる。

(1) 音和門

「音和門」は牙音（見・溪・郡・疑）^(註10)の音節において、反切上字の等位にかかわらず、下字の等位に従って帰字が求められるケースを扱う。しかし「通廣門」に該当する唇・牙・喉音小韻の反切は、下字が三等に置かれる来母・日母・舌上音・正齒音でありながら、帰字は四等になるから、「音和」の原則から外れる。「侷狹門」は、三等の唇・牙・喉音小韻が齒頭音四等字や喻母四等字を下字に持つ例を扱うので、同様に「音和」の原則に合わない。この見地から、「音和門」の「臣等謹案」は「通

廣門」・「侷狹門」と抵触する来母・日母・舌上音三等・正齒音三等・齒頭音四等・
喻母四等の諸字は、「音和門」の反切下字から除外すべきだと言っている^(註11)。

(1) 音和門の附類「一四音和門」。

「門法解」によればこの門は、牙音に限らず全ての字母の一等字が上字となり、
下字が四等字で、婦字が下字に従い四等字となる反切を扱うものだとされている。
そうすると「侷狹」撰内では、下字が齒頭音四等字や喻母四等字であると「侷狹門」
の門法に従って婦字が三等となるので、この門の該当範囲から除外しなければならない。

(2) 類隔門

「類隔門」は、もともと反切上字において舌頭音と舌上音の区別ができていない
例外的な反切の形式を扱う門法であって、そのうち「知等類隔門」は、舌上音（知・
徹・澄・孃）の二・三等が上字で、下字が一・四等であると、舌頭音（端・透・定・
泥）字の反切となるケースを扱う。「侷狹門」の反切は、齒頭音四等字や喻母四等
字を下字とするが、婦字は唇・牙・喉音だから、「門法圖」でも「出切」（反切上字）・
「取字」（反切婦字）の表示位置が全く異なり、抵触するといってもそれほど深刻な
関係ではない。

(3) 窠切門

「窠切門」は、反切上字が舌上音三等で、齒頭音四等・喻母四等の字が下字となっ
ている場合、舌上音三等の反切となることを言う。「門法解」の条文では、下字に
ついて「精清從心邪、影匣曉喻の九母の第四」と述べているが、所挙の反切例のう
ち喉音を下字に持つものは喻母四等の例しか挙がっていない。「侷狹門」の反切は
同じように齒頭音四等や喻母四等の字を下字とするものの、婦字が唇・牙・喉音で
あるから「出切」・「取字」の枠が全く異なり、間接的な抵触関係しかない。

(4) 交互門の「重輕交互門」

この門は、幫・滂・並・明の一・二・四等が反切上字であり、反切下字に「有非等處」（輕
唇音化した韻の意味と思われる）の三等字が来ると、輕唇音字の反切となることを
扱う門法である。この門の「臣等謹案」の叙述によると、反切下字が来母・日母・
舌上音・正齒音の三等字である場合、「通廣」撰内にあれば、「通廣門」を犯すこと
になるという。しかし「通廣門」に該当するのは重紐韻の唇・牙・喉音四等小韻の

反切だから、ほんらい両者は別ものである。但しここで認識する必要があるのは、『續通志』『七音略』が想定する韻図は、『廣韻』二百六韻の区別を維持している『通志』『七音略』や『韻鏡』のような韻図ではなく、十六撰と開合の別を基準にして韻を統合した『切韻指南』系の韻図だということである。このような韻図においては、重紐韻と軽唇音化を生じた三等韻の双方を含む撰の場合も、当然のこととして韻図上では表示枠が統合される。例えば止撰においては、「開口呼」の図では『廣韻』における支・脂・之・微の諸韻が、「合口呼」の図では支・脂・微の諸韻が、それぞれ一枚の図に縮約されている。勢い、重紐三等の唇音小韻と軽唇音小韻がそれらの図の唇音三等の枠に位置することになるが、『經史正音切韻指南』や『續通志』『七音略』の韻図では、重紐三等は「開口呼」の図に、軽唇音小韻は「合口呼」の図に置かれているので、両者の類別は保たれている。臻撰についても同様の状況である。

(4) 交互門の「軽重交互門」

この門は、「門法解」の定義によれば「非・敷・奉・微の三等が反切上字になっても、反切下字が一・二・四等であれば、重唇の字の反切となる」現象を指摘する門法である。一方の「侷狹門」は三等の唇音小韻が、齒頭音四等・喻母四等の字を下字に持つ例を扱っているから、少なくとも表現上から演繹すれば、両者は微妙に重なる点を有するわけである。「門法解」が想定する両者の関係は、「門法解」が独自に掲げる反切例に拠らなければ明確にし難い。詳しい検討は後の課題としたい。

(14) 各韻不定門の「麻韻不定門」

この門は、もともと「爹」が「陟邪切」と反切される特殊な例のために設けられた門法で、「爹」は麻韻に例外的に存する舌頭音（端母）四等の小韻である。「門法解」によれば「各韻不定門」は、舌上音三等字が反切上字で、反切下字が齒頭音及び喉音の四等字であった場合、一般に舌上音三等の歸字に歸着するはずが、それが開合どちらにも欠けている場合、舌頭音四等の反切となる現象を扱ったものだという。「侷狹門」が扱う反切は、同様に齒頭音四等及び喻母四等の字を下字とするものの、歸字は唇・牙・喉音の小韻だから、(2) 類隔門・(3) 窠切門の場合と同じく、上掲の例とは「出切」・「取字」の枠が全く異なり、間接的な抵触関係しかない。

二つめの例として、(2) 類隔門の「知等類隔」を挙げてみたい。「門法解」によれば、「知等類隔」門は、知・徹・澄・孃の二・三等が反切上字、反切下字が一・四等で、歸字

が端・透・定・泥の音節となる例を取り上げたものである^(註12)。この定義では、反切下字は一等か四等の字の全てということになるが、これに対して「臣等謹案」は齒頭音四等と喉音四等字が下字になる場合には、該当する門法が他に二種類あることに注意を促し、次のように述べる。

知等第一出切、則各母下一四等俱可行韻。若知等第二出切、韻逢精清從心邪曉匣影喻九母、即係窠切門。如本圖三等無字、即爲麻韻不定之切矣。故知等第二出切、無齊齒喉音等九母下之韻也。

知等の二等字が上字であれば、各字母の一・四等が全て下字になれます。もし知等の三等字が上字で、下字が精・清・從・心・邪、曉・匣・影・喻の九母であれば、「窠切門」に該当します。もし本図の三等に字がなければ、「麻韻不定之切」に該当します。故に、知等の三等字が上字なら、齊齒・喉音等の九母の下字はありません^(註13)。

「窠切門」と「麻韻不定門」については上でも見たが、「門法解」の述べる定義を多少かみ砕いて記すと、(3) 窠切門は、反切上字が舌上音三等で、齒頭音四等・喻母四等の字が下字となっている場合、舌上音三等の反切となることを言うもの。(14) 各韻不定門に属する「麻韻不定門」は、舌上音三等字が反切上字で、反切下字が齒頭音及び喉音の四等字であっても、該当する音節が韻図になれば舌頭音四等の反切となるもので、「爹」:「陟邪切」という孤例に対して設置された門法である。従って、上掲の「知等類隔」の解説は、反切上字が舌上音三等であっても、下字が齒頭音の精・清・從・心・邪母と、喉音の曉・匣・影・喻母（実際にあり得るのは喻母のみと思われるが）であるケースは(3) 窠切門に該当し、その中で例外的に舌頭音端母の音節になるのが「麻韻不定門」であるから、「知等類隔」門から下字が齒頭音四等と喉音四等であるケースは省かれる、という関係性を明らかにしようとしたものと思われる。

さて、上掲した二例は、「門法解」の「臣等謹案」部分に出現する、門法の「相犯」に関する記述の例の一部である、これらの例から「門法解」が説明しようとしていることがどのような性格のものであるかが理解できると思う。「門法解」はこの種類の解説にかなりの分量を割いている。門法は、反切の上字・下字から母字の字母・等位が直ちに導き出せる「音和」の法則が通用しない現象の解釈を目的としているが、従来の門法文献は、それらの現象を種類毎に個別に取り上げ、個々に説明する手法を採ってきた。おのおの場合については歌訣や反切例によって理解を容易にしようとする努

てきたが、門法相互の関係については行き届いた解説が欠けている。「門法解」はそのような認識に基づき、相互関係の解明に注力した解説を目指したのだろう。

4-4 「旧図」とその改訂について

4-3で取り上げた門法どうしの抵触現象がもたらす混乱を解消するために、『續通志』「七音略」が提案するのが、門法図の改訂という方法である。

例えば、「門法解」の説明によると、4-3で取り上げた「通廣門」と「偏狹門」については、抵触相手の諸門法の図から該当箇所の表記を単純に消去することが不可能である。なぜなら、それぞれが「通廣」撰のみに該当したり、「偏狹」撰のみに該当したりするからだが、この点について「門法解」は、(12) 偏狹門の「臣等謹案」中で、図に該当の撰の名を注記するのがよいと提案している。すなわち、

又音和門、重輕交互門與通廣門相犯者、係行韻在來日知照第三等之十一處、音和、一四音和、知等類隔、窠切、麻韻不定、輕重交互六門與偏狹門相犯者、係行韻在精雙喻四之六處。而門法圖不刪去者、以犯通廣之二門、止通廣攝相犯、而行韻在偏狹攝、則不犯也。犯偏狹之六門、止偏狹攝相犯、而行韻在通廣攝、則不犯也。若於各門下行韻相犯之處、注明通廣偏狹字樣、以便立切則了然矣。試以音和一門言之、來日知照三等下注明偏狹字、則行韻在偏狹者、自依音和門切之。若行韻在通廣、則依通廣門切之。精雙喻四下注明通廣字、則行韻在通廣者、自依音和門切之。若行韻在偏狹攝者、則依偏狹門切之。餘皆倣此。

また、「音和門」と「重輕交互門」が「通廣門」と抵触するのは、「行韻」が来・日・知組・照組の三等十一箇所にある場合であり、「音和」・「一四音和」・「知等類隔」・「窠切」・「麻韻不定」・「輕重交互」の六門が「偏狹門」と抵触するのは、「行韻」が「精双」すなわち精組四等と喻母四等の六箇所にある場合です。門法図が削除していない理由は、「通廣」と抵触する二門は「通廣」撰の内部だけで抵触し、「行韻」が「偏狹」撰にある場合は抵触しない故です。また、「偏狹」と抵触する六門は、「偏狹」撰内部だけで抵触し、「行韻」が「通廣」撰にある場合は抵触しない故です。もしも各門の下で「行韻」が抵触する場所に、「通廣」・「偏狹」の文字を注記して、反切を立てる際の便宜を図れば、一目瞭然となるでしょう。試みに、「音和門」を例に取って言えば、来・日・知類・照類の三等の位置に「偏狹」の文字を注記しておくのです。そうすれば、「行韻」が「偏狹」にあるものは、自ずから「音和門」の基準に従って反切することになり、「行韻」が「通廣」にあるものは、「通廣門」の基準に従って反切することになります。また精類四

等・喻母四等の位置には「通廣」の文字を注記しておきます。そうすると、「行韻」が「通廣」にあるものは自ずから「音和門」の基準に従って反切し、もしも「行韻」が「侷狹」にあるならば、「侷狹門」の基準に従って反切することになります。その他もこれに倣います。

同じような提案は、他の門法の解説においても登場している^(註14)。しかし『續通志』「七音略二」の「門法圖」を見ても、該当する注記が施されているわけではなく、「門法解」において改訂を提案する段階で止まっているようである。

「門法圖」が「旧図」を基本的に変えていないという証拠は次の(13)内外門の「臣等謹案」の叙述からもうかがえると思う。すなわち、

臣等又案、音和門行韻在照一、則與此門相犯。舊圖於音和門下不列照一行韻者、以內轉外轉俱犯、則避之無可避也。

臣等がまた考えますに、「音和門」で「行韻」が「照一」にある場合、この門と抵触します。旧図で「音和門」の下に「照一」の「行韻」を配列していないのは、内転・外転ともに抵触するので、避けようとしても避けることができないからです。

「照一」とは正齒音二等（莊組）のことで、声母が莊組の小韻は、三等韻所属であっても韻図上で二等の位置に置かれるのが通例である。「門法解」の定義に従うと、「内外門」は、「内三」と「外二」に分かれ、「内三」は齒音以外の反切上字（全ての等位）が内転に属する韻の正齒音二等字を下字にとると、帰字は三等であること、「外二」は、同じく齒音以外の反切上字（全ての等位）が外転に属する韻の正齒音二等の下字を取ると、帰字は二等になることを言う。外転に関しては下字も帰字も同等位になるのだから削除しなくてもよいように思われるが、「内外門」の図で扱うべき反切だから「音和門」の図からは削除するのがよいという判断なのだろう。いずれにしても、ここでは該当する「旧図」の手法を否定しているわけではないようである。事実、『續通志』「七音略」の「門法圖」では、「音和門」の正齒音二等の欄には「行韻」の字は記されていない。同図の編纂にあたって依拠した先行文献は未詳であるが、試みに『五先堂字學元元』卷之四「格子門法」の「牙音音和門」の図と『續通志』「七音略」の「音和門」の図を比較してみると^(註15)、図の正齒音二等の欄に『五先堂字學元元』では「行韻」の字が記されているから、同系統のものでないことは明らかだろう。

同じ問題に関連して、(1) 音和門の解説にも次のような記述が見られる。

又案、音和門行韻宜先除去照一精二喻四來日舌三照二諸類。蓋來日舌三照二犯通廣門、精二喻四犯侷狹門、照一犯内三外二門法也。(中略) 舊圖行韻格子、率多誤填、今具爲正之、因並識於此。

又考えますに、「音和門」の下字からは、まず「照一」(正齒音二等)・「精二」(齒頭音四等)・「喻四」(喻母四等)・來母・日母・「舌三」(舌上音三等)・「照二」(正齒音三等)の各類を除くべきです。なぜなら來・日・「舌三」・「照二」は「通廣門」を犯し、「精二」・「喻四」は「侷狹門」を犯し、「照一」は「内三外二門」の門法を犯すからです。(中略) 旧図の反切下字の格子は多く詰め方に誤りが見られますので、今、全て是正しました。

上でも述べた通り、「通廣門」は重紐韻において唇・牙・喉音四等小韻が來母・日母・舌上音三等・正齒音三等の反切下字を取る現象を、「侷狹門」は重紐を含まない撰において唇・牙・喉音三等小韻が齒頭音四等・喻母四等の反切下字を取る現象を扱う門法である。「音和門」と抵触するのはその牙音小韻の部分であるが、上の記述に従えば「行韻」の文字を削除すべき範囲は更に広がる。ここでは「旧図の反切下字の格子は多く詰め方に誤りが見られ」と批判しているが、「門法圖」で実際に削除されているのは正齒音二等の欄だけである。

最後に、「門法解」が「旧図」と称する文献が、複数ある可能性も考えておくべきだろうとは思ふ。

4-5 韻図における韻の統合について

『續通志』「七音略」が掲載する韻図は、『廣韻』等の二百六韻の区別を全て保持する『通志』「七音略」等の四十三転式の韻図とは違い、十六撰を基準に韻を統合して二十四の韻図に収める『切韻指南』系統のものである。ところが、「門法解」の記述を読むと、編者自身が、その韻の統合の事実と、それによって旧来の反切を作り上げている韻の体系が韻図上から明瞭にうかがえなくなることを意識していたことがわかるのである。該当する叙述は一箇所だけであるが、(9) 喻下憑切門の「臣等謹案」の中でかなり明確に述べられている。「喻下憑切門」の門法とは、三十六字母の「喻」母が、『廣韻』等の反切上字としては「于」類の字と「以」類の字の二種類に分かれており、「于」類の上字を持つ小韻は韻図の三等に、「以」類の上字を持つ小韻は韻図の四等に置かれて、韻図上でも明確に区別されている事実を背景にして生まれた門法で、反切上字が三等の「于」類なら反切下字が四等字であっても婦字は三等に在ることを指摘する

のが「喻下憑切覆」門、逆に反切上字が四等の「以」類なら反切下字が三等字であっても帰字は四等に在ることを述べるのが「喻下憑切仰」門である。

この(9) 喻下憑切門に関する「臣等謹案」部分には次のような叙述がある。

臣等謹案、内外轉二十四圖、合數韻而爲一圖、憑韻取字尚有七處互含之出入。若憑切取字、則等既不同、其韻之出入、更可知矣。或謂單喻母下三四之等同出一韻、則大不然。如止攝則幃微而惟脂也。遇攝則于虞而余魚也。臻攝則雲文而勻諄也。烏能盡同出一韻也。卽如於慈切爲、慈是之韻、爲是支韻。爲上之三等幃又是微韻。卽三四兩等而含三韻、餘可類推矣。

臣等が謹んで考えますに、内外轉二十四図は、幾つかの韻を併せて一つの図としています。反切下字に従って帰字を求められる場合でも、なお七箇所、互いに出入りがあります。反切上字に従って帰字を求める場合となれば、等が違う以上、韻の出入りは更に知り得ます。人によっては、たんなる喻母の三・四等の違いで、同じ一つの韻から出ていると言う人がいますが、大きな間違いです。止摂では、「幃」は微韻で「惟」は脂韻です。遇摂では、「于」は虞韻で「余」は魚韻です。臻摂では、「雲」は文韻で「勻」は諄韻です。どうして全部同じ韻から出ていることがあり得るでしょう。例えば、「於慈切」が「為」の反切である例で言うと、「慈」は之韻で、「為」は支韻ですが、「為」の上の三等に位置する「幃」は微韻です。すなわち、三と四の二つの等で三つの韻を含有しているのです。他はこれから類推することができます。

ここで挙げられている止摂・遇摂・臻摂の図の、三等と四等の小韻代表字は、『續通志』(卷九十三)「七音略一」が掲載する韻図の代表字と若干の食い違いがある。図の配列順は叙述の通りであるが、『續通志』「七音略」の止摂合口呼の図で、喻母三等の位置に置かれている代表字は「幃」、喻母四等の位置に置かれているのは「惟」である。遇摂の図の喻母三等は「于」、喻母四等は「余」である。臻摂合口呼の図の喻母三等は「筠」、喻母四等は「勻」である。これらは全て『切韻指南』から引き継がれた代表字である。『廣韻』で上掲各字の所属韻を確認すると、『續通志』で止摂合口呼の図に配置されている「幃」と「惟」は共に脂韻の所属字であり、上掲の案語が掲げる「幃」は微韻所属字である。「門法解」は、「幃」と「惟」のままでは「同出一韻」になってしまい、論旨に反する挙例になってしまうから、敢えて「幃」と取り替えたのであろう。「于」は虞韻で「余」は魚韻なのは「門法解」の指摘の通り。臻摂の「筠」は『廣韻』では真韻所属(合口)、「勻」は諄韻所属である。『廣韻』の真韻と諄韻は単純な

開合の区別によって分けられてはいないのでこのような状況が生まれているが、『集韻』では「筠」・「勻」ともに諄韻所属の小韻である。「雲」は「門法解」の言うとおりの文韻である。ここでもまた、『續通志』の代表字を用いたのでは論旨に合わなくなるから、「筠」を「雲」と取り替えたのだろう。わざと代表字を変えている点に作為はうかがえるものの、同一の韻図の喩母三等小韻と喩母四等小韻が、必ずしも同じ韻に属さない状況が「内外転二十四図」式の韻図では生じ得る事実を、実例を挙げて立証しようとしたのがこの記述である。小韻とはすなわち反切のことでもあるから、これは反切を韻図によって読む際の心得を説いたものとも言える。一見、門法について旧来積み重ねられてきた解説中の些細な文言を取り立てて批判しているように見える記述であるが、内に含まれている意味は大きく、編者の音韻観を理解する上で、無視できない指摘だと考える。

5 まとめ

『續通志』「七音略」の門法部分（「門法圖」と「門法解」の二巻）は、『直指玉鑰匙門法』の流れを引く二十門系統の門法を、「格子門法」形式の図及び解説文と編者の案語とによって、詳細に解説した著述と言える。各門の定義（条文）の実質的内容は『直指玉鑰匙門法』に基礎を置いている。但し、図化の段階で、『直指玉鑰匙門法』では一条にまとめられている門法が複数の図に分けられた場合は、定義も図に対応する形で複数に分割されている。但し、各門の定義に続いて挿入される反切例は『直指玉鑰匙門法』の先例から大幅に逸脱しており、先行研究でも『續通志』「七音略」独自の創作が多く混入しているとの指摘がなされている。

『續通志』「七音略」「門法解」において、編者自身の見解が最も反映していると考えられる部分は、反切例を除けば、言うまでもなく案語の部分である。「臣等謹案」の語によって始まる各門の案語の内容を見て行くと、反切や韻図について、保守的な見解と革新的な見解が折衷したような、或いはそのどちらとも判断を明らかにすることを避けているかのような、独特の立場がうかがわれる。もっとも、執筆した編者が一人とは断定できないから、種々の立場が混在した結果、そのような状況が出現している可能性はある。

本稿4-2で見たように、門法誕生の原因に関しては、最初は「古人」の作った反切が「今韻」に合わない故に建てられ、続いて、古人の反切に即して立てた法に基づいて反切を作っていたが故に、状況が固定してしまった、という意味の説明が繰り返し現れている。「門法解」の記述には「古反切」と「今韻」の時代を確定する証拠が乏しいが、ともかく両者の食い違いの間に音韻変化が介在しているのだとすれば、反切を改訂す

ることで門法の必要性をなくす方向も考えられるわけだが、「門法解」はその可能性を明言してはいない。

更に問題を複雑にするのは、門法をめぐっては、古反切とそれが表す字音の間に韻図が介在するという点である。『廣韻』や『集韻』といった中古音系の韻書の音韻体系に最も近いのは『通志』「七音略」や『韻鏡』といった四十三転式の韻図である。しかし、『續通志』「七音略」が採用しているのは、本稿冒頭でも述べたように、『經史正音切韻指南』を改訂した形の二十四図式の韻図であり、この形式の韻図の中では、『廣韻』や『集韻』において区別されていた韻が十六摂を基準に統合されて一つの図に収められている。溯って考えれば、韻図に門法が付属するようになったのも、『切韻指掌圖』や『經史正音切韻指南』など二十図式や二十四図式の簡略形式の韻図が現れ始めた時期と重なっている。『續通志』「七音略」はこの二十四図式の韻図を門法とともに掲載するという編集方針を採った。同時期（明末清初）には、官話音系を反映したり、折衷的な音系に拠ったりする韻図が登場し、門法の廃止も提唱され始めていたから、『經史正音切韻指南』の改訂版の採用は、方針としては正統的・保守的な態度を採ったと言え、後代、音韻資料としての価値をあまり認められずにきたのもその点に由来すると言える。

門法で解釈される反切例を見て行くと、『門法玉鑰匙』におけるそれはかなりの割合で『廣韻』もしくは『集韻』、『五音集韻』の反切に一致している。だから、その当時の門法はそれらの韻書の反切を対象に登場してきたものだったのであろう。ところが明代の『直指玉鑰匙門法』では反切例の改訂が見られ、特に『大明萬曆己丑重刊改併五音類聚四聲篇』附刻の『直指玉鑰匙門法』に至ると、反切例の文字が『經史正音切韻指南』の小韻代表字に一致するように改訂されてしまっている^(注16)。二十四図式の韻図が『廣韻』や『集韻』の細かい韻の区別を反映していないという事実が、門法の反切例の上から見えなくなったわけだ。そして、『續通志』「七音略」は時代的にはその後に位置し、反切例の用字については更に独自の改訂を行っているわけである。

ところで、本稿4-5で見たように、(9) 喩下憑切門の「臣等謹案」の叙述の中では、『續通志』「七音略」が掲載しているのと同じ「内外轉二十四圖」形式の韻図が、複数の韻を併せて1つの図に収めている事実にもかかわらず、図中の喩母三等小韻と喩母四等小韻が必ずしも「同出一韻」とは言えない事実が実例を挙げて詳細に説かれている。この叙述を見ると、「門法解」の編者は『廣韻』や『集韻』系の韻書の韻の区別を正統なものとし、音韻を学ぶ者はそれに通暁しなければいけないと主張しているかのようにも解釈できる。それでは「門法解」の内容はその立場で一貫しているのだろうか。実はそうでもないようである。『續通志』「七音略」「門法解」の反切例につ

いては別に考察の機会を設けたいと考えているが、それら反切例の中には、反切下字と帰字の韻が『廣韻』や『集韻』の体系と一致せず、同一撰の韻が区別されていない例も散見している。

『通志』「七音略」や『韻鏡』、『經史正音切韻指南』等の韻図では、異なる字母の小韻が同じ縦の枠を共有しており、区別は等位によってなされている。このことが反切下字と帰字の等位の食い違いを生み、韻図上に帰字の音を辿りにくくさせるため、門法の多くがこの点を解釈するために生じている。上記の韻図はいずれも三十六字母を載せるから、それに即して言うならば、舌音の舌頭音端類は韻図の一・四等に、舌上音知類は二・三等に置かれることで区別され、同じく歯頭音精類は韻図の一・四等に、正歯音照類は二・三等に置かれることで区別されている。三等韻は一部を除いて正歯音小韻と歯頭音小韻を両方含んでいる、歯頭音小韻の関係する反切において下字と帰字の等位の食い違いが起り、(3) 窠切門や(5) 振救門、(10) 日寄憑切門、(12) 偏狹門などの門法が設けられる原因になっている。

更にこの問題を複雑にするのは、『廣韻』、『集韻』等の韻書では、反切上字の類別が三十六字母と一致しないことである。韻書の反切の中には、舌頭音と舌上音を区別できていない例が若干混じっており、軽唇音も重唇音から未だ独立しておらず、これらの現象が(2) 類隔門や(4) 軽重交互門の門法を生んでいる。また、正歯音照類の各母と喉音の喻母は二種類に分かれていて、韻図では等位によって小韻が区別されている。このことから、一部の三等韻では帰字が二等や四等にはみ出す現象が生じており、(6) 正音憑切門、(9) 喻下憑切門、(13) 内外門の門法はそれに由来する。更に歯頭音と正歯音二等(莊組)が区別できていない反切もあるため(7) 精照互用門が設けられ、三等韻の中に個別に見られる舌頭音の音節を説明するために「麻韻不定之切」の門法が設けられている、という具合である。

この点に関連して注目されるのは、4-1でも言及したが、「門法解」が、(7) 互用門に関する案語の中で、三十六字母を上掲諸図のように二段に配置せず、一列に並べる体裁の韻図について言及していることである。そのような韻図の例として、「門法解」は「李世沢の韻図」すなわち『韻法横圖』を挙げているが、このような韻図によって反切を読むとどのような状況が惹起されるか、「門法解」は次のような説明をする。

臣等謹案、三十六母促爲二十三排、則舌音八母端類轄一四等、知類轄二三等、唇音八母幫類轄一二四等、非類專轄三等、齒音十母精類轄一四等、照類轄二三等。是四等之中端類爲知類所隔、幫類爲非類所隔、精類爲照類所隔。故古人於此諸母之互切者、皆以類隔一門統之也。(中略)若使各按三十六母列爲三十六排、則舌

音八母端類二三等知類一四等必空、唇音八母幫類三等非類一二四等必空、齒音十母精類二三等照類一四等必空矣。是雖欲憑出切之母切之、而本母固無可取之字也。

臣等が謹んで考えますに、三十六字母が約めて二十三の枠に配列されたため、舌音の八母は、端類が一・四等を管轄し、知類が二・三等を管轄することになりました。唇音の八母は幫類が一・二・四等を管轄し、非類はもっぱら三等の管轄となりました。齒音の十母は、精類が一・四等を管轄し、照類は二・三等を管轄しました。このようにして、端類は知類と隔てられ、幫類は非類から隔てられ、精類は照類から隔てられました。故に古人は、このような諸母が互いに反切になりあっている例は、みな類隔の入門でもって統轄したのです。(中略) もし、各々を三十六字母に従って三十六列に配列したなら、舌音八母の端類二・三等と知類一・四等は必ず空き間となるでしょうし、唇音八母の幫類三等と非類一・二・四等は必ず空き間となるでしょう。齒音十母の精類二・三等と照類一・四等も必ず空き間となるでしょう。上字の字母に従って帰字を求めようとしても本来の字母の位置に取るべき字がないのです。

上掲の叙述の意図するところは少々わかりにくい。三十六字母を一行に配置し空き間をすべて空白にする韻図には『切韻指掌圖』もあるが、このようにすると、少なくとも歯頭音と正歯音、舌頭音と舌上音、軽唇音と重唇音の区別は韻図上から一目瞭然となる。すると、残りは韻書の反切と三十六字母が体系的に異なる部分だけであるから、上掲の門法のかなりの数が不必要になるかもしれない。しかし、(2) 類隔門や (4) 軽重交互門、(7) 精照互用門等で扱われる、別類の反切上字を区別しない例外的反切については、直上・直下の等位に求めるべき小韻が存在せず、かえって理解が難しくなるのだ、というのが、「門法解」の意見なのではないだろうか。古来の反切を読む必要があるからこそ、韻図も門法も、従来の内容を引き継ぐ。そのために、軽々な独創を戒め、祖述を尊ぶ。そのような態度が示されているように思われる。

また、4-3で見たように、「門法解」はその大半に及ぶ紙幅を割いて門法どうしの関係性について説明している事実も重視すべきだろう。『續通志』「七音略」の編者等にとって、門法は、必ずしも音韻の知識が深くない者も含む読書人が、与えられた反切に対して、その字音を韻図の上に求めようとするときの手引き、反切中心の性格を持っていたことの反映なのではあるまいか。

注

- (1) 劉鑑の『經史正音切韻指南』に全同ではなく、図の配列順を除いて『康熙字典』の巻首に見える「等韻切音指南」に酷似している。応裕康『清代韻圖之研究』・拙稿「『續通志』「七音略」の韻図について」参照。
- (2) 拙稿「『續通志』「七音略」の格子門法をめぐって」参照。
- (3) 拙稿「『續通志』「七音略」の格子門法をめぐって」参照。
- (4) 「即四等中第二也」の文言は、元来は注であったものが本文に紛れたものかと思われる。
- (5) それぞれ同論文のp.272・p.277・p.299。拙稿「『直指玉鑰匙門法』の反切例をめぐって」も参照。
- (6) ここからは引用文が「門法解」の解釈に深くかかわるので、筆者による邦訳を試みる。
- (7) 「門法解」の序文ないし前言といえる部分である。
- (8) 原文は「榛」であるが、撰の名としては「臻」が正しいと考えて訂正した。
- (9) 「門法解」も後続の記述に於て「侷狹」には江撰と果撰を含まない事を明記している。
- (10) 三十六字母の「群」母は、『續通志』「七音略」では「郡」母と表記されている。
- (11) 「又案、音和門行韻宜先除去照一精二喻四來日舌三照二諸類。蓋來日舌三照二犯通廣門、精二喻四犯侷狹門、照一犯内三外二門法也」。
- (12) 原文：「知等類隔者、謂知徹澄孃二三爲切、韻逢一四、便切端等字。」
- (13) 齒頭音（精・清・從・心・邪）の四等が「齊齒」と表記されている理由は未詳。
- (14) 「各韻不定門第十四」の解説中にも見られる。
- (15) 『五先堂字學元元』卷之四は音和門の下位類には「牙音音和門」の他にも「舌音音和門」・「唇音音和門」・「齒音音和門」・「喉音音和門」・「半舌半齒音和門」他の諸類がある。『續通志』「七音略」の「音和門」は牙音のみを扱う。但し、附類の「一四音和」・「四一音和」はその限りではない。
- (16) この段階で『直指玉鑰匙門法』の収録位置も『經史正音切韻指南』の直後に移動している。拙稿「『直指玉鑰匙門法』の反切例をめぐって」を参照。

文献目録

『續通志』卷九十三～卷九十六「七音略」 『萬有文庫』「十通」（1935商務印書館）所収本

『直指玉鑰匙門法』 国立公文書館（内閣文庫）蔵『大明萬曆己丑重刊改併五音類聚四

- 聲篇』附刻（『經史正音切韻指南』の卷末に収録）（万曆己丑は万曆17年＝西曆1589年）
- 『五先堂字學元元』十卷（明）袁子讓撰 『續修四庫全書』所収本（上海図書館蔵明万曆31年刻本影印）
- 『等韻源流』趙蔭棠著（1957初版）商務印書館（『中華現代學術名著叢書』）2011
- 『清代韻圖之研究』応裕康著 台北・弘道文化事業 1972
- 「等韻門法通釋」董同龢著 『中央研究院歷史語言研究所集刊』第14本 1946
- 『明清等韻學通論』耿振生著 語文出版社 1992
- 「『續通志』「七音略」の韻図について」富平美波著 『山口大学文学会志』第67巻 2017
- 「『直指玉鑰匙門法』の反切例をめぐって」富平美波著 『山口大学文学会志』第69巻 2019
- 「『續通志』「七音略」の格子門法をめぐって」富平美波著 『山口大学文学会志』第70巻 2020

本研究はJSPS科研費 JP16K02680 の助成を受けたものです。